

令和 2 年 5 月 18 日

保護者の皆様

北広島町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のため町立学校における  
臨時休業中の校庭開放の再開について（お知らせ）

日頃より、本町の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、4月17日付でお伝えしておりました臨時休業中の町内小中学校校庭開放の中止ですが、広島県の緊急事態宣言の解除に伴う自主分散登校の実施等の現状に鑑み、本日、5月18日（月）から、臨時休業中の校庭開放を再開いたします。

校庭利用に際しましては、保護者の皆様のお子様への同伴等までは求めませんが、現在、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中であり、お子様の健康と安全を確保し、感染症拡大を防止するという観点から、下記の注意事項についてご理解いただき、午後1時から午後4時までをめやすにお子様の校庭利用についてご判断いただきたく存じます。

なお、学校施設の貸出については、北広島町の「新型コロナウイルス感染症拡大予防にかかる生涯学習課関連施設関係使用の考え方」（下記アドレス参照）に準じます。

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/17249.html>

- 1 期間 令和2年5月18日（月）から
- 2 開放場所 北広島町立小・中学校校庭  
(体育館については、感染防止対策等の観点から当面開放しない。)
- 3 注意事項
  - (1) 咳、発熱等の症状がある場合には、利用を控える。
  - (2) 利用の際には、当該校の教職員に伝える。
  - (3) 大人数で集まっての利用や、集団で接触の多い運動を控える。
  - (4) 交通安全等に十分に留意する。
  - (5) 帰宅時には、必ず手洗い、うがい等を行う。
  - (6) 利用の際には、各学校の指示に従う。
  - (7) 原則、在籍している学校の校庭を利用する。